

エイチ・エス損保 2021

ディスクロージャー誌

▲● エイチ・エス損害保険株式会社

目次

はじめに	3
エイチ・エス損保の目指す姿	4
トピックス	5
CSR（企業の社会的責任）	7
I 当社の概況および組織	
1 代表的な経営指標	9
2 当社の沿革	9
3 経営組織	10
4 株主・株式の状況	11
5 役員の状況	11
6 会計監査人の状況	13
7 従業員の状況	13
II 保険会社の主要な業務の内容	
1 取扱商品	15
2 各種サービス	16
3 保険の仕組み一般	17
4 保険約款	18
5 保険料	18
6 保険金のお支払	19
7 保険募集	20
III 保険会社の主要な業務に関する事項	
1 2020年度における事業の概況	22
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	24
3 業務の状況を示す指標	24
4 責任準備金の残高の内訳	38
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	38
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	39
IV 保険会社の運営	
1 お客さま本位の業務運営に関する方針	40
2 リスク管理体制	42
3 法令等遵守の体制	43
4 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	44
5 社外・社内の監査・検査体制	44
6 コーポレートガバナンスの体制	45
7 内部統制システムの構築に関する基本方針	46
8 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	47
9 反社会的勢力の排除のための基本方針	52
10 利益相反管理の基本方針	53
V 財産の状況	
1 計算書類	55
2 リスク管理債権	62
3 債務者区分に基づいて区分された債権	63
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	64
5 時価情報	66
6 その他	67

はじめに

新たな時代を迎えるにあたり

平素より当事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、尽力されている医療従事者の皆さまに深く感謝申し上げます。

当社は、感染症による世界的な危機に際し、当社企業理念に掲げるミッション「人々をリスクから解放して幸せにする」のもと、海外旅行保険の取扱いについても、感染症への対応を迅速に行うとともに、各種情報を発信することで、お客さまのご不安の解消に向けて努めております。

我が国では、2021年2月より新型コロナワクチンの接種が開始され、5月には自治体等の大規模接種会場での接種、6月には企業等を単位とした職域接種が開始されたことから、今後、接種率の大幅な向上が見込まれます。

さらに、海外渡航の際に相手国への入国を円滑にするためのワクチン接種証明書（いわゆるワクチンパスポート）についても、交付に向けた準備が進められています。

これらの状況を踏まえ、海外旅行需要は段階的に回復基調に入ると考えられることから、当社は、市場の復活に向けて、新しい商品・サービスの開発を進めてまいります。

2020年度は、DXプロジェクトの一環として、主に業務効率化に資する取組みを実施し、ワークフローシステムの導入や、給与計算および会計システムの刷新を実現しました。

2021年度は、保険商品のご契約管理や保険料計算等に係るシステムを抜本的に見直し、共通基盤の構築を進めてまいります。

また、お客さまにより良い商品・サービスをご提供するため、ダイバーシティ推進についても、引き続き重点的に取り組んでおります。

多様な人財を採用し、また、在宅勤務等ライフスタイルに応じた働き方の選択肢を拡大することにより、人財の能力を最大限発揮できる環境を整備し、コロナ後の新しい時代において、お客さまの多様なニーズを捉え、価値を提供し続けられるよう、尽力してまいります。

2021年7月

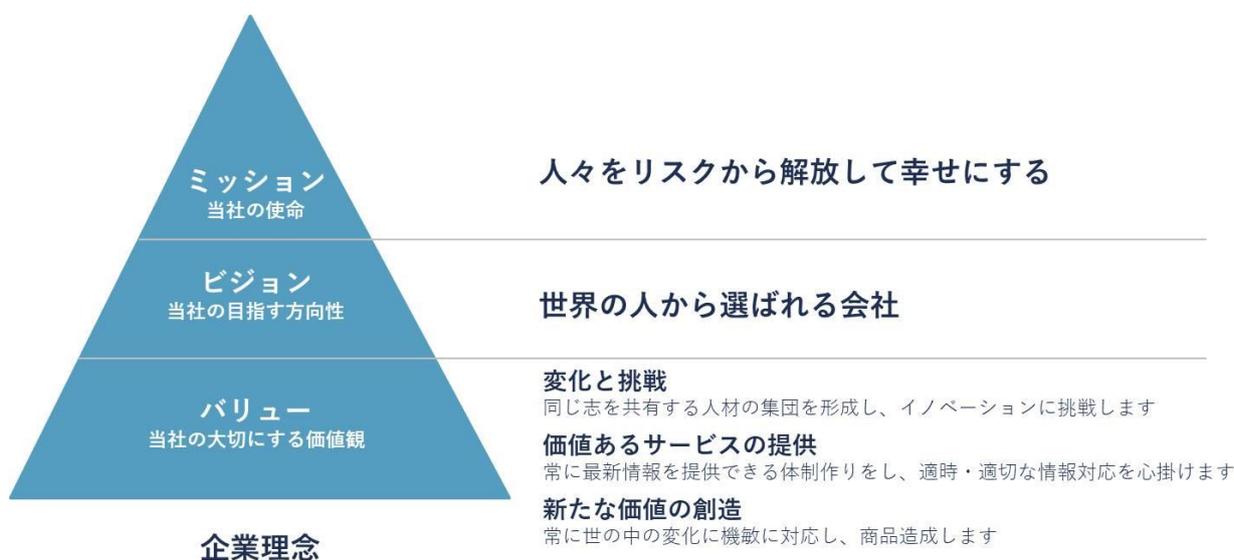
エイチ・エス損害保険株式会社
代表取締役社長 **楠原成基**

本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。記載された情報は、別途記載がある場合を除き2021年3月31日現在のものです。

エイチ・エス損保の目指す姿

エイチ・エス損保は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、ミッション（当社の使命）、ビジョン（当社の目指す方向性）およびバリュー（当社の大切にしている価値観）を定め、企業理念としています。

当社は、リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、安心して豊かな社会の発展に貢献し続けることで、世界の人から選ばれる会社を目指します。



トピックス

「価格.com 保険アワード」海外旅行保険の部で6年連続第1位を受賞（2020年4月）

株式会社カカコム・インシュアランスが発表した「価格.com 保険アワード 2020年版」において、当社主力商品の「ネット海外旅行保険たびとも」が海外旅行保険の部で第1位に選ばれました。

「価格.com 保険アワード」は、価格.com 保険に掲載されている保険商品を対象に、保険募集代理店カカコム・インシュアランスにおける申込件数を集計し、販売チャネルごとに最も申込件数が多い保険商品を選出しており、当社は2015年以降、6年連続での第1位受賞となります。



コーポレートロゴの刷新（2020年6月）

当社は、HIS グループの一員であることをより鮮明にするとともに、「人々をリスクから解放して幸せにする」という理念のもと、その実現に向けて邁進し、お客さまの日常生活に溶け込む存在として親しまれるブランド構築を目指し、コーポレートロゴを変更しました。

ロゴデザインは、HIS グループのシルエットを採用しました。四角と円のシンプルなモチーフは、「型にはまらない・枠におさまらない」、「角ある世界をまるくする。世界平和の理念」、「地軸の角度＝前進する力」を表し、「地球上のすべての人に対してサービスを提供する存在でありたい」という想いを表しています。

そして、このロゴデザインに信頼や未来をイメージするネイビーを配し、常に誠実であり続け、「人々をリスクから解放して幸せにする」という決意を表しています。



「海外旅行保険」の補償条件の拡大（2020年6月※）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する治療費用保険金をお支払いする場合において、「海外旅行中または海外旅行終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合」を「海外旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に医師の治療を開始した場合」とするなど、補償条件を拡大する商品改定を実施しました。

※2020年2月1日が保険期間に含まれる海外旅行保険のご契約から適用となります。

滋賀大学データサイエンス学部との連携・インターンシップの受入れ開始（2020年8月）

当社は、日本初のデータサイエンス学部を設置した滋賀大学と連携し、同学部の学生インターンシップの受入れを開始しました。実際の執務エリアで机を並べ、2週間に渡り、支払保険金の分布の考察やテキストマイニング等、実践的なプログラムを実施しました。

今後も、データ分析および利活用を通じた、社会に求められる商品・サービスの開発に向け、産学連携および優秀な人材の採用活動に努めてまいります。

「海外現地情報 with コロナ」サイトの開設（2020年10月）

各国の入国制限や隔離措置などの他、新型コロナウイルス感染状況など、海外渡航時の重要情報を提供するサイトを開設しました。

エイチ・エス損保 海外現地情報 with コロナ

最新の情報は必ず参照サイトをご確認ください。

本サイトは海外旅行をご検討中の方へ向け、新型コロナウイルスに関連した各国・各地域の状況を掲載したサイトです。
入国制限や現地情報などの詳しい状況はリンク先をご確認ください。
(更新日は各ページのトップに記載しています。)

アジア	ヨーロッパ	北米
インド 最新情報	イギリス 最新情報	アメリカ-ニューヨーク 最新可
インドネシア 最新情報	イタリア 最新情報	アメリカ-ラスベガス 最新可
カンボジア 最新情報	オーストリア 最新情報	アメリカ-ロサンゼルス 最新可
韓国 最新情報	オランダ 最新不可	ハワイ 最新可
シンガポール 最新不可	ギリシャ 最新不可	カナダ 最新不可
タイ 最新情報	スイス 最新不可	グアム 最新情報
台湾 最新不可	スペイン 最新可	サイパン 最新情報

「感染症とケガの保険」の販売開始（2020年12月）

ケガによる入院に加えて、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症による入院も補償する企業向けの団体傷害保険を開発し、販売を開始しました。

本社移転（2021年2月）

当社は、創業15周年を迎え、第二創業期と位置付けるとともに、本社を東京都中央区晴海の「CROSS DOCK HARUMI」に移転しました。

新本社は、「交流」と「進化」をコンセプトとして掲げ、オフィス全体の仕切りを小さくしグリーンをふんだんに盛り込むなど、採光と開放感あふれる空間を整備しました。新本社ビルは、倉庫をリノベーションした建築物で、天井の高さや空間の広さなど、倉庫が持つ良さが最大限に活かされています。

当社は、社内外の枠を越えて、同じ志を共有する人々が集い、良きコミュニケーションによってイノベーションを創出する組織をつくり、お客さまにとってより良い商品・サービスの提供に努めてまいります。



CSR（企業の社会的責任）

当社は、「お客さま」「社員」「社会」に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとして、CSR（企業の社会的責任）の推進に取り組んでいます。

お客さま満足の追求

当社は、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を制定し、公式サイトへ掲載し公表しています。
「お客さまの声」を真摯に受け止め、お客さまの視点に立った業務運営の推進に取り組んでいます。

・「お客さま本位の業務運営に関する方針」の改定

当社は、2020年7月、お客さま本位の業務運営をより一層推進するため、消費者庁等が呼びかける「消費者志向経営の推進」の取組みとの適合を踏まえ、方針の見直しを実施しました。主な改定内容は以下のとおりです。

- ① 理念の実践が業務運営の根幹であることを踏まえ、方針の中に企業理念を明記するとともに、理念の実践へと繋げるため、理念（バリュー）に基づき、方針の体系を見直しました。
- ② 現在の重点取組みと位置付ける、「デジタルを活用した、お客さまの利便性の高い商品・サービスの提供」、「分かりやすい情報の提供」および「理念浸透」を明記しました。
- ③ 原則の規定に基づき、友人等への推奨度合い（NPS：ネットプロモータースコア）を指標とし、PDCAサイクルによりお客さま本位の業務運営の定着と向上を図る旨明記しました。

・「NPS アンケート」の実施

当社は、ネット海外旅行保険および国内旅行総合保険のご契約者さまを対象に実施しておりました「お客さまアンケート」について、2021年3月、「NPS アンケート」としてリニューアルし、NPSの変動要因に基づき、プラス体験強化・マイナス体験改善につなげる仕組みとし、リリースしました。新たなアンケートに基づき、「不満要因の解決」および「感動体験の創造」を目指して取り組んでまいります。

D&Iの推進

当社は、「ダイバーシティ推進に関する行動方針」を制定し、公式サイトへ掲載し公表しています。
企業活動に関わる全ての人々の基本的な人権を尊重し、多様な価値観を認め、社員等の健康に配慮した安全で快適な職場作りに努めています。

社員満足の追求

当社は、企業理念である「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命の実現のためには、その原動力となる社員の活力が必要であると考えています。社員満足の追求のため、働きやすい職場環境づくりを推進しています。

当社は、在宅勤務を可能とするテレワーク制度や、始業・終業時間を変更できる時差出勤制度を導入することで、社員のワークライフバランスを推進しています。

また、当社では、事前の届出等の条件を満たせば副業も可能としており、多様な働き方を実現できます。

・職場環境向上への取組み

当社は、社員が安心して能力を発揮できる風通しの良い職場環境づくりを目指し、さまざまな取組みを行っています。定期的に社長懇談会を実施し、社員と社長とが継続的に対話する機会を設けています。

また、2021年2月に本社を移転し、固定電話や有線LANを無線化することによりフリーアドレスを実現するなど、働きやすい環境を整備しています。

地域・社会への貢献

当社は、地域・社会の一員としての社会的責任を果たすため、保険商品を通じたリスク補償以外にも、地域・社会の課題解決に取り組んでいます。

・社会貢献活動

社会貢献活動の一環として、子どもの教育支援・難民の就労支援を行う「ピープルポート社」へ、廃棄 PC の提供を行っています。

当社が提供した廃棄 PC は、難民を雇用する同社の工場でのリサイクル加工を経て、貧困、虐待等を理由に教育機会を失ったこどもの支援を行う NPO 法人へ寄付されています。

・新型コロナウイルス感染症に関する寄付金の募集

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年8月から2021年3月の間、社内で寄付金を募り、日本赤十字社に寄付しました。寄付金は、感染症対策や医療救護活動をはじめとする日本赤十字社の活動に使われています。

I 当社の概況および組織

1. 代表的な経営指標

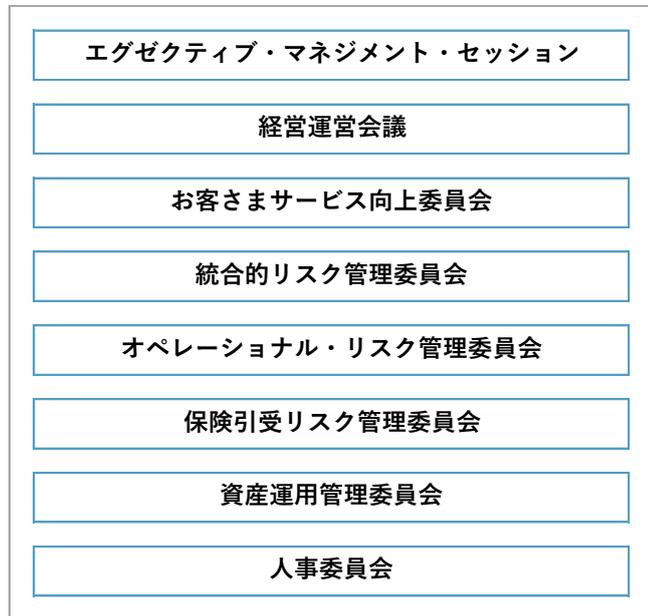
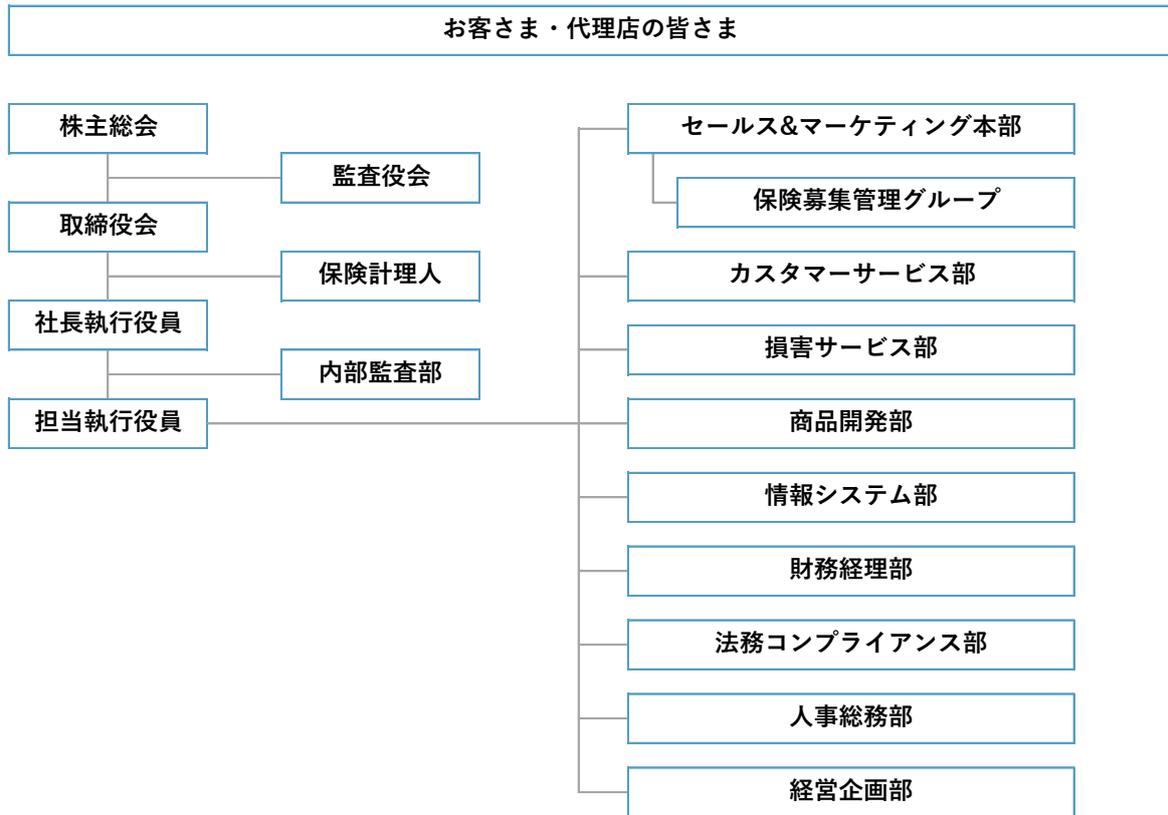
	2019 年度	2020 年度
正味収入保険料	4,457 百万円	26 百万円
正味損害率	36.9%	2,111.5%
正味事業費率	48.7%	2,798.6%
保険引受利益	521 百万円	64 百万円
経常利益	518 百万円	173 百万円
当期純利益	362 百万円	122 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	1061.2%	2,557.8%
総資産額	5,288 百万円	3,601 百万円
純資産額	2,443 百万円	2,543 百万円

(注) リスク管理債権はありません。

2. 当社の沿革

2005年5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）を設立
2007年9月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号を変更
2007年10月	損害保険業免許を取得
2007年11月	営業開始
2008年4月	海外旅行保険のインターネット販売を開始
2009年8月	東京都新宿区四谷三丁目12番に本社を移転
2010年4月	旅行特別補償保険を販売開始
2010年7月	国内旅行総合保険を販売開始
2011年3月	旅行事故対策費用保険を販売開始
2011年6月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」を販売開始
2012年10月	東京都新宿区市谷本村町3番29号に本社を移転
2014年2月	ネット専用海外旅行保険を改定し「スマートネットU」を販売開始
2016年12月	業界初の海外旅行保険「通貨盗難補償特約」を販売開始
2018年1月	ネット専用海外旅行保険を改定し「たびとも」を販売開始
2018年2月	東京都港区東新橋二丁目3番3号に本社を移転
2019年4月	保険募集代理業務による保険販売比較サイト「ほけんのポルト」を開設
2021年2月	東京都中央区晴海四丁目7番4号に本社を移転

3. 経営組織



本店

〒104-0053

東京都中央区晴海 4-7-4

CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話 03-6327-2222 (代表)

※「カスタマーサービス部」は、

「お客様相談室」、「インターネット契約デスク」、「サポートセンター」として社外へご案内しています。

4. 株主・株式の状況

(1) 株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
株式会社エイチ・アイ・エス	32,240 株	100.0%

(2) 資本金の推移

年月日	資本金 (百万円)		摘 要
	増減額	残 高	
2005年 5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年 9月28日	612	1,612	有償第三者割当

(3) 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株数 (株)	発行総額 (百万円)	摘 要
普通株式	2005年 5月24日	400	20	(2名)
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	(2名)
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	(2名)
普通株式	2007年 9月28日	12,240	612	有償第三者割当 (19名)

5. 役員の状況

(2021年7月1日現在)

役 職	氏 名	略 歴
代表取締役社長	楠原 成基	1982年12月 株式会社インターナショナルツアーズ (現株式会社エイチ・アイ・エス) 入社 2005年 1月 同社取締役統括営業本部長 2006年 2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 取締役 2008年 4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役管理部門総轄兼海外事業本部長 2012年 9月 九州産業交通ホールディングス株式会社取締役 2014年 3月 株式会社エイチ・アイ・エス専務取締役人事、国内旅行事業、インバウンド事業、東日本地区店舗営業所管 2017年 1月 同社常務取締役 H.I.S.訪日事業担当、インバウンド事業担当 2017年 8月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
常務取締役	堤 信博	1987年 4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年 7月 興亜火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)入社 2008年 5月 エイチ・エス損害保険株式会社 (当社) 入社業務部長兼販売制度部長 2010年 6月 当社取締役業務部長兼販売制度部長兼経営企画部長兼事務企画・システム部長 2011年 7月 当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 2012年 9月 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社 (現くふう少額短期保険株式会社) 取締役 2015年 6月 当社取締役執行役員 2018年 6月 当社常務取締役執行役員 (現任)

役 職	氏 名	略 歴
取 締 役	西 一 仁	1979年4月 大成火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)入社 2003年7月 大成再保険株式会社(解散) 出向 業務部長 2005年7月 同社転籍 2009年6月 エイチ・エス損害保険株式会社(当社)入社 業務部担当部長 2011年7月 当社業務部長 2015年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役員(現任)
取 締 役	花 岡 俊 雅	1991年3月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 1996年3月 同社手配課課長代理 2000年7月 同社ニューヨーク支店支店長 2006年10月 同社 ES/CS 管理本部 2008年9月 同社サンフランシスコ支店支店長 2011年8月 同社 H.I.S U.S.A. INC. GA/HR マネージャー 2013年1月 同社本社監査室チームリーダー 2017年3月 同社関係会社管理室室長代理 2018年4月 当社取締役(現任) 2019年5月 同社関係会社管理室室長(現任) 2020年12月 株式会社エスワイエス監査役(現任)
取 締 役	加 堂 直 行	1996年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2013年8月 同社 関東 WEB 事業部課長 2014年4月 同社 関西営業本部 WEB 事業部次長 2015年5月 同社 関西営業本部 WEB 事業部部長代理 2017年4月 同社 H.I.S.JAPAN システム部部長代理 2017年10月 同社 本社情報システム本部部長代理 2019年1月 同社 執行役員本社情報システム本部長 2019年6月 当社 取締役(現任) 2020年4月 同社 執行役員最高情報システム責任者(CIO)兼本社情報システム本部長(現任)
常 勤 監 査 役	滝 田 泰 彦	1979年4月 ゼーゼル機器株式会社(現ボッシュ株式会社)入社 2001年1月 株式会社エイチ・アイ・エス 入社 本社総務部総務課長 2005年5月 同社本社総務部次長 2007年11月 同社本社内部統制室長 2009年5月 同社本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2010年5月 同社本社人事・総務本部次長兼本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2014年5月 同社本社総務グループリーダー 2017年4月 同社本社総務グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2017年6月 同社本社総務グループおよび本政法務・内部統制グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2018年4月 エイチ・エス損害保険株式会社(当社)入社 2018年9月 当社 監査役(現任)

役 職	氏 名	略 歴
監 査 役 (社外監査役)	川田 充	1996年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年1月 中央監査法人（最終名称みず監査法人（解散））入所 2005年8月 株式会社ビジコム入社 2006年8月 株式会社ロイヤル・ストラテジー 取締役 2008年11月 川田公認会計士事務所 開設 代表（現任） 2014年5月 一般財団法人明光教育研究所（現公益財団法人明光教育研究所）評議員（現任） 2014年12月 株式会社エコノマイズ 監査役（現任） 2015年7月 グループス株式会社 監査役（現任） 2017年6月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 監査役 2017年6月 当社 監査役（現任）
監 査 役 (社外監査役)	坂巻 靖哲	1987年4月 英和監査法人（現あずさ監査法人）入所 1994年6月 大野木公認会計士事務所（現大野木総合会計事務所）入所 1997年1月 坂巻公認会計士事務所 開設（現任） 1998年11月 坂巻・馳会計事務所 開設 1999年8月 有限会社青山パートナーズ（現株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立代表パートナー（現任） 2005年11月 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社 監査役（現任） 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ設立 代表社員（現任） 2018年6月 当社 監査役（現任）

(注)監査役川田充および監査役坂巻靖哲は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

6. 会計監査人の状況

氏名または名称	EY 新日本有限責任監査法人
---------	----------------

7. 従業員の状況

(1) 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
63名	40.3歳	5.7年	5,432千円

(注) 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、退職者、派遣職員を除きます。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(2) 採用方針

当社の企業理念に共感し、同じ価値観を共有する多様な人材の採用をおこないます。

(3) 研修制度

① 入社時研修

ビジネスマナー、損害保険基礎知識、当社商品知識、コンプライアンス、企業理念など、入社にあたっての基本的な知識を身につける研修を実施しています。

② 損害保険講座

損害保険事業総合研究所の損害保険講座受講を推進し、損害保険に関する幅広い知識を身につけます。

(4) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・ 社会保険
- ・ 慶弔見舞金制度
- ・ 育児休業制度
- ・ 介護休業制度
- ・ エイチ・アイ・エス健康保険組合
- ・ エイチ・アイ・エス従業員持株会制度
- ・ 企業型確定拠出年金制度

また、働きやすい労働環境を構築するため、以下を導入しています。

- ・ オフィスカジュアル
- ・ オフィスコンビニの設置

II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。

損害保険業

保険の引受：傷害保険の引受

資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

他の保険会社の業務の代理および事務の代行

保険募集代理業務（媒介代理店業務）

1. 取扱商品

(1) 販売商品

① 主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救済者費用のほか、携行品の盗難・破損などの損害、通貨の盗難損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険（たびとも）	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救済者費用のほか、携行品の盗難・破損などによる損害等を補償します。
国内旅行傷害保険（国内旅行総合保険）	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救済者費用、賠償責任を補償する保険です。

② 主として旅行者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行者（被保険者）の企画旅行に参加する旅行者に対して、旅行者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行者が負担した費用を補償する保険です。

(2) 新商品の開発状況

時期	対象	概要	
2019年	2月	・国内旅行総合保険	・株式会社エイチ・アイ・エスのオンライン旅行販売サイトで「H.I.S. Web セット 保険」を販売開始
	4月	・海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」・国内旅行総合保険	・配偶者の定義を改定（新たに「同性パートナー」を配偶者に含める）
		・海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・ファミリープラン（家族旅行特約）でご契約可能な家族の範囲を拡大（新たに「生計を共にしない同居の親族・別居の未婚の子」を家族の範囲に含めるなど）
		・販売種目	・保険金の支払履行期を9営業日から30日に変更
	11月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・保険料を改定 ・加入可能な年齢制限を撤廃 ・航空機寄託手荷物遅延および航空機遅延を実損払いから定額払いへ改定 ・電子機器等補償特約の新設（オプション） ・保険証券を電子化 ・リピーター割引の導入
2020年	4月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・申込可能期間を60日前から90日前に変更 ・改正民法（2020年4月1日施行）に伴う約款改定等
	12月	・普通傷害保険「感染症とケガの保険」	・普通傷害保険の入院のみ補償（特定感染症およびケガ）を団体契約者向けに販売開始

2. 各種サービス

当社は、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

(1) サポートサービス

当社は、海外からの事故受付業務を日本エマージェンシーアシスタンス株式会社に委託し、海外サポート業務を提供しています。海外旅行中におケガやご病気、お荷物の被害など事故が発生したときは、サポートセンターまでご連絡ください。LINE からお繋ぎする方法をご用意しており、事前に当社の LINE 公式アカウントを友達登録することで現地から簡単にサポートセンターへ電話をかけることができます。サポートセンターでは 24 時間 365 日、事故のご報告をはじめとする各種ご相談を日本語でお受けし、必要な対応方法をご案内するとともに、事情に応じて次の手配サービスを行います。

① 病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約の手配をいたします。

② 緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配をいたします。

③ 帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がございましたら帰国の手配をいたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

(2) キャッシュレス医療サービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客さまがスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界の主要地にキャッシュレス提携医療機関のネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客さまが保険契約証または保険証券を窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

(3) 旅行かばん／スマートフォン／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやスマートフォン (iPhone)、カメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、破損した物品を当社提携の修理会社が引き取り、修理および納品を行います。なお、修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。

(4) お客さまの声を業務に活かすために

① 「お客さまの声」の受付状況

当社は下記の方針 (含む苦情の定義) を定め、「お客さまの声」をお客さまサービスの向上や商品改善に活用し、「お客さまに選んでいただける損害保険会社」を目指します。

お客様の声に対する基本方針 (含む苦情の定義)

- ・エイチ・エス損保は、お客様からの不満足の説明を「苦情」として定義します。
- ・苦情とは、お客様の求めるサービスの水準と当社が提供するサービスに差があるために生じたものにとらえ、苦情を業務改善に活かすことにより、同じ苦情が再び生じないように努めます。
- ・「お客様に選んでいただける損害保険会社」となるために、苦情をはじめご要望、ご照会を含めた「お客様の声」を前向きかつ積極的に受け止め、迅速かつ的確に行動することで、お客様サービスの向上に努めます。

2020年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下のとおりです。

苦情受付件数 四半期ごとの推移

(単位：件)

苦情区分	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	合計	構成比
契約・募集行為	0	1	0	0	1	12.5%
契約の管理・保全	0	0	0	0	0	0.0%
保険金	2	1	2	0	5	62.5%
個人情報	0	0	0	1	1	12.5%
その他	1	0	0	0	1	12.5%
合計	3	2	2	1	8	100.0%

②お客さまからのご照会、ご相談などの窓口について

お客さまからのご照会、ご相談等については、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問い合わせ窓口
◆お客様相談室 ナビダイヤル（通話料有料）0570-550836 受付時間：午前9時～午後5時（年末年始12/30-1/3を除く）

③公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

受付時間：月～金曜日 午前9時15分～午後5時（祝日・休日および12/30～1/4を除く）

詳しくは、**日本損害保険協会のホームページ**(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

3. 保険の仕組み一般

(1) 保険制度

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担し、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

（２）損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然的事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

この契約は、双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行します。また、近時はインターネット画面上で契約申込手続きを行うインターネット契約も拡大しています。

（３）再保険

個々の保険会社の資本は有限であり、その保険金支払能力には限りがありますが、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

再保険は、保険責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことにより、リスクを平準化することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。当社は「再保険方針」を定め、この方針に基づき再保険取引を行っています。

当社が出再する際には、リスクの特性、再保険市場の状況等を勘案のうえ合理的な出再スキームを構築し、出再先の信用力、出再条件等を総合的に勘案のうえ出再先を決定しています。

なお、当社は、原則として受再は行わないこととしています。

4. 保険約款

（１）保険約款の位置づけ

ご契約の内容や保険会社・保険契約者が保険契約に関して持つ権利と義務等は、普通保険約款および特約によって定められています（以下「保険約款」といいます）。

また、保険契約申込書等に記載・表示された内容も、保険会社と保険契約者との契約内容の一部になります。

なお、保険約款に定められている主な事項は次のとおりです。

保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、（契約前・契約後に）保険会社へ申し出・連絡すべき事項、保険金請求手続など

（２）契約時の留意事項

保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）などで、商品の内容や保険約款の概略をご紹介します。ご契約時には、あらかじめこれらの内容をよくご理解いただき、十分な説明を受けたうえで契約をお申し込みください。

特に保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、保険会社へ申し出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、ご契約を解約される場合の取扱などについては、お申し込みをする前に十分にご確認ください。また、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書等が正しく記入・表示されていることもご確認のうえ、ご契約ください。

5. 保険料

（１）保険料の收受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を請求または返還いたします。

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6. 保険金のお支払

(1) 保険金のお支払の仕組み

事故が発生すると、次の順序に従って保険金をお支払することになります。

①契約内容の確認

事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容をオンラインシステムまたは保険契約申込書により確認します。

②事故原因・損害状況の調査

事故のご報告を受けた保険契約内容の確認に続いて、事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認します。

③損害額、保険金の算出

お客さま、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、当社は保険金支払額を決定します。

④保険金のお支払

所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから当社は保険金のお支払の手続をとります。

2020 年度における上記の日数は、平均約 6 営業日でした。なお、保険金をご指定の口座に着金するまでの平均の日数は、約 11 日（土日祝日を含みます）でした。（※）

ただし、特別な調査が必要な場合は、請求書類が完備してからお支払するまでの期間を延長させていただくことがあります。

※お客さまからの依頼に基づき、医療機関・カバン等修理会社が保険金を代理受領する場合を除きます。

(2) 事故の連絡・相談窓口のご案内

当社は、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

事故のご報告に関するお問い合わせ窓口	
◆サポートセンター	
<海外からのご連絡先>	
フリーダイヤルでのご連絡	
フリーダイヤルが設定されている国・地域でご利用いただけます。	
ダイヤル直通でのご連絡	
ケガ・病気の場合：81-3-6630-9580 受付時間：24 時間 365 日	
その他の場合：81-3-6630-9581 受付時間：24 時間 365 日	
<国内からのご連絡先>	
ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年中無休）	
保険金請求等の事故に関するお問い合わせ窓口	
◆損害サービス部	
ナビダイヤル（通話料有料）0570-025219 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年末年始 12/30-1/3 を除く）	

7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

当社は、保険会社から委託を受けた損害保険代理店（以下「代理店」といいます）が保険募集のほとんどを担っていますが、インターネットによるご契約では、代理店による募集のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客さまが合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、お客さまのご意向を把握したうえで、必要となる重要な事項を十分に説明しなければなりません。当社は、お客さまにご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しているほか、お申込み内容がお客さまのご意向に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、お申し込み内容確認リストを交付しています。お客さまから保険契約申込書の提出を受け、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。なお、海外旅行保険の場合、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行しています。

また、インターネットによるご契約の場合は、インターネット契約画面上で重要事項等説明書をご確認いただき、お申し込み内容がお客さまのご意向に合致していることを契約画面上で確認いただいたうえで保険契約を締結しています。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人（個人事業主契約を除く）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申し込まれた保険契約等を除く）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができる制度です。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社を代理して損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまの家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収などの業務を行います。

(3) 代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第302条に基づき届出をすることが義務づけられています。

(4) 代理店教育

当社は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、オンライン学習システム（当社愛称 シュガーキャンパス）を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。

また、一般社団法人 日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、この試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

(5) 代理店数

当社の代理店数は、2021年3月31日現在73店です。

(6) 勧誘方針

当社は、保険商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 101 号)に基づく「勧誘方針」を次のように定め、実施しています。

勧誘方針

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融商品販売法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 2020 年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、各種政策の効果や海外経済の改善により、緊急事態宣言が発令された4月をボトムとして持ち直しの動きが見られました。

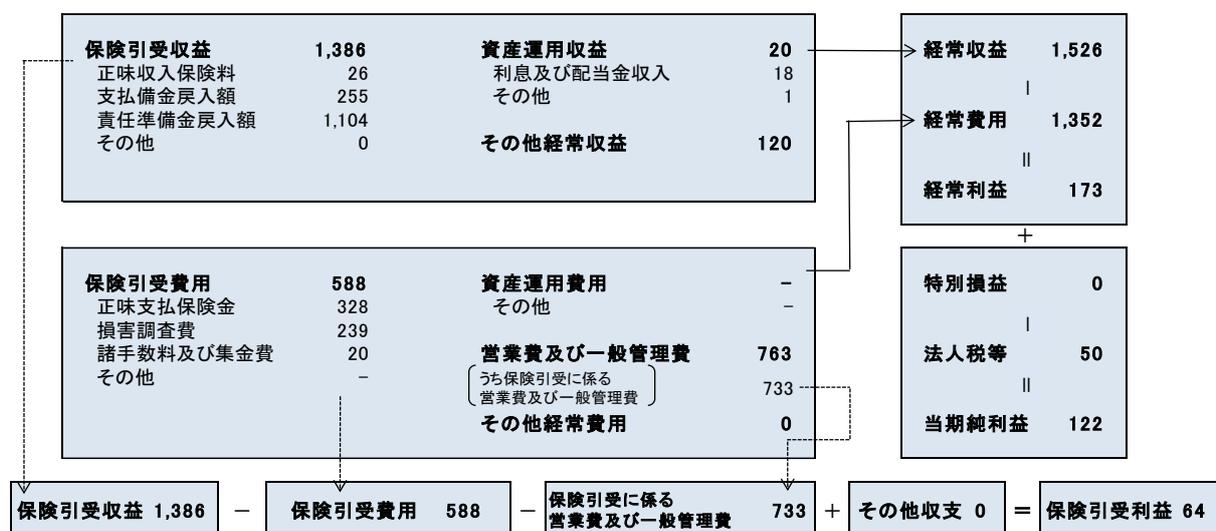
一方で、旅行需要においては、国内旅行は、2020年7月22日にGo Toトラベルキャンペーンが開始されたものの、年末以降の感染再拡大を受け、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の主要旅行会社の国内旅行取扱総額は前年度比36.9%とその効果は限定的なものとなりました。また、海外旅行は、同2.3%と、極めて厳しい状況で推移しました。（出所：観光庁）

このような状況のもと、国内旅行保険の販売強化や事業費削減に努めたものの、旅行キャンセルに伴う契約取消や新規契約の大幅な減少により、業績は以下のとおりとなりました。

保険引受の概況

正味収入保険料は、新型コロナウイルスの影響による海外旅行需要の減少により26百万円（前事業年度比4,430百万円の減収、同0.6%）となりました。正味損害率は2,111.5%となり、前事業年度に比べて2,074.6ポイントの上昇を示す一方で、正味事業費率は2,798.6%となって、前事業年度に比べて2,749.9ポイント上昇しております。また、保険引受利益は、前事業年度比12.4%の64百万円となり、456百万円減少しました。

■決算の仕組み（単位：百万円）



資産運用の概況

当事業年度末の総資産は、3,601百万円であり、これを

- ①安全性の確保と流動性の保持に留意する。
- ②許容されるリスク量の範囲内でリスクテイキングな運用を行って、運用収益を最大限に確保する。
- ③中長期的に純資産価値の拡大を図って、その蓄積によって担保力を充実する。

という当社の資産運用基本方針（骨子）に沿って、定期預金、債券、賃貸用不動産を中心に運用しています。

対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大が続き、現時点でその趨勢を見極めることは難しい状況にあるものの、ワクチン接種の加速により、段階的に感染収束とともに旅行需要の回復が期待されます。

当社はこのような認識の下、業務の健全かつ適切な運営の視点から、実効性ある財務計画を策定するほか、商品面では、ウィズコロナ時代の働く環境の危機管理として、『保険』で備える『感染症とケガの保険（団体傷害保険）』を企業・官公庁に向けて販売開始しました。

さらに、この時期を好機と捉え、これまで進めてきたDX（デジタルトランスフォーメーション）に加えて、ブランディングに着手し、当社のミッション「人々をリスクから解放して幸せにする」の下に、当社のビジョン「世界の人から選ばれる会社」となれるよう、歩みを進めています。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
正味収入保険料	3,092	3,178	3,709	4,457	26
経常収益	3,133	3,190	3,846	4,526	1,526
経常利益	63	90	255	518	173
当期純利益	67	52	177	362	122
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額	1,899	1,936	2,097	2,443	2,543
総資産額	4,066	4,304	5,195	5,288	3,601
責任準備金残高	1,244	1,381	1,839	2,008	904
貸付金残高	4	-	-	-	-
有価証券残高	45	50	50	150	150
単体ソルベンシー・マージン比率	864.1%	803.3%	822.6%	1,061.2%	2,557.8%
配当性向	23.9%	30.4%	9.0%	4.4%	18.4%
従業員数	72	63	73	74	63

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	2018年度			2019年度			2020年度		
	年度	構成比 %	増減率 %	年度	構成比 %	増減率 %	年度	構成比 %	増減率 %
火災	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.1	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	3,709	100.0	17.0	4,457	100.0	20.1	26	99.9	△99.4
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,709	100.0	16.6	4,457	100.0	20.1	26	100.0	△99.4

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	0.0	-	0	0.0	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		5,449	100.0	17.4	5,709	100.0	4.7	84	100.0	△ 98.5
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		5,448	100.0	17.1	5,709	100.0	4.7	84	100.0	△ 98.5

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	100.0	△ 1.6	0	100.0	△ 31.4	0	100.0	△ 19.0
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0	100.0	△ 1.6	0	100.0	△ 31.4	0	100.0	△ 19.0

(注) 受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	0.0	-	0	0.0	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,739	100.0	18.2	1,251	100.0	△ 28.0	57	100.0	△ 95.4
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,739	100.0	18.1	1,251	100.0	△ 28.0	57	100.0	△ 95.4

(注) 支払再保険料 = 出再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

⑤ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度		2019年度		2020年度	
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		12	100.0	14	100.0	5	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		12	100.0	14	100.0	5	100.0

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度		2019年度		2020年度	
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %
火災		4	2.0	4	0.7	0	0.0
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		227	98.0	517	99.2	64	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		231	100.0	521	100.0	64	100.0

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費 ± その他収支

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度		2019年度		2020年度	
		構成比 %	損害率 %	構成比 %	損害率 %	構成比 %	損害率 %
火災		2	0.2	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		1,145	99.8	1,324	100.0	328	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		1,147	100.0	1,324	100.0	328	100.0

(注) 1. 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
	年度	構成比%	年度	構成比%	年度	構成比%
火災	2	0.1	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	1,635	99.9	1,723	100.0	412	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	1,638	100.0	1,723	100.0	412	100.0

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
	年度	構成比%	年度	構成比%	年度	構成比%
火災	0	100.0	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	0	100.0	-	-	-	-

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑩ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
	年度	構成比%	年度	構成比%	年度	構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	490	100.0	399	100.0	83	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	490	100.0	399	100.0	83	100.0

(注) 回収再保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
		正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		38.8	45.6	84.4	36.9	48.7	85.6	2,111.5	2,798.6	4,910.1
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		38.8	45.6	84.4	36.9	48.7	85.6	2,111.5	2,798.6	4,910.1

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
		発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災		22.9	24.4	47.3	3.5	75.1	78.6	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		33.4	49.0	82.4	30.8	34.8	65.6	101.3	233.8	335.1
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		33.4	49.0	82.4	30.8	34.8	65.6	101.3	233.8	335.1

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の 出再先に集中している割合
2019 年度	5 社	97.3%
2020 年度	2 社	75.7%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象としています。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2019 年度	100.0%	-	-	100.0%
2020 年度	100.0%	-	-	100.0%

(注) 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P 社の格付けを使用しています。A- 以上は「A 以上」に区分しています。

②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A- 以上は「A 以上」、B++ および B+ は「BBB 以上」、B 未満は「その他（格付なし・不明等）」に区分しています。

⑦ 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2018 年度	2019 年度	2020 年度
1	年度開始時の未回収再保険金	68	71	53
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	490	399	83
3	当該年度回収額	487	417	137
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	71	53	0

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金の額および責任準備金の額

・支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度		2019年度		2020年度				
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %			
火災		-	-	-	-	-	-	-		
海上		-	-	-	-	-	-	-		
傷害		364	100.0	△ 23.4	313	100.0	△ 14.0	58	100.0	△ 81.4
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		364	100.0	△ 23.6	313	100.0	△ 14.0	58	100.0	△ 81.4

・責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度		2019年度		2020年度				
		構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %	構成比 %	増減率 %			
火災		6	0.4	△ 60.2	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,832	99.6	34.3	2,008	100.0	9.5	904	100.0	△ 55.0
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,839	100.0	33.1	2,008	100.0	9.1	904	100.0	△ 55.0

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

③ 引当金明細表

(単位：百万円)

区分		2018年度 期末残高	2019年度 期末残高	2020年 増加額	2020年度減少額		2020年度 期末残高
					目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		26	39	6	39	-	6
価格変動準備金		0	1	0	-	-	1
合計		26	40	7	39	-	8

④ 貸付金償却の額

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

(単位：百万円)

区分		2018年度 期末残高	2019年度 期末残高	2020年度			
				増加額	減少額	期末残高	
資本金		1,612	1,612	-	-	1,612	
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)	
		1,612	1,612	-	-	1,612	
	計	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)	
		1,612	1,612	-	-	1,612	
資本準備金および その他資本剰余金		(資本準備金)	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	
利益準備金および 任意積立金		(利益準備金)	16	19	4	-	23
		(任意積立金)	-	-	-	-	-
		計	16	19	4	-	23

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の 減少額	2020年度	2百万円
	2019年度	48百万円

⑦ 正味事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	年度	2018年度	2019年度	2020年度
人件費		543	673	656
物件費		485	479	314
税金		20	25	1
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		-	-	-
契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸手数料および集金費		935	1,315	20
合計		1,984	2,494	993

（注）1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2. 負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

⑧減価償却費および賃貸用不動産等原価償却明細表

2019年度

（単位：百万円）

資産の種類	取得価額	2019年度償却額	償却累計額	2019年度末残高	償却累計率
建物	384	1	1	383	% 0.4
営業用	-	-	-	-	-
賃貸用	384	1	1	383	0.4
その他の有形固定資産	45	6	38	6	84.9
合計	430	8	40	389	9.4

2020年度

（単位：百万円）

資産の種類	取得価額	2020年度償却額	償却累計額	2020年度末残高	償却累計率
建物	451	11	13	438	% 2.9
営業用	65	0	0	64	1.3
賃貸用	386	10	12	374	3.2
その他の有形固定資産	43	5	29	13	68.8
合計	495	16	42	452	8.7

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2018 年度末		2019 年度末		2020 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		3,893	74.9	3,154	59.6	1,428	39.7
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		50	0.9	150	2.8	150	4.2
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		12	0.2	1,091	20.6	1,148	31.8
運用資産計		3,956	76.1	4,395	83.1	2,726	75.7
総資産		5,195	100.0	5,288	100.0	3,601	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2018 年度末		2019 年度末		2020 年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		11	0.33	10	0.27	0	0.02
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		-	-	0	0.13	0	0.23
貸付金		0	0.81	-	-	0	0.32
土地・建物		-	-	1	0.86	17	1.62
小計		11	0.33	11	0.29	18	0.56
その他		-	-	-	-	-	-
合計		11	-	11	-	18	-

③ 海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④ 海外投融資利回り

該当ありません。

⑤ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2018 年度末		2019 年度末		2020 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国債		-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		-	-	100	66.7	100	66.7
株式		50	100.0	50	33.3	50	33.3
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合計		50	100.0	150	100.0	150	100.0

⑦ 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
国債		-	-	-
地方債		-	-	-
社債		-	0.1	0.2
株式		-	-	-
外国証券		-	-	-
その他の証券		-	-	-
合計		-	0.1	0.2

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

2019 年度

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間						10 年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下			
国債	-	-	-	-	-	-	-	
地方債	-	-	-	-	-	-	-	
社債	-	100	-	-	-	-	100	
株式	-	-	-	-	-	50	50	
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	100	-	-	-	50	150	

2020 年度

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間						10 年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下			
国債	-	-	-	-	-	-	-	
地方債	-	-	-	-	-	-	-	
社債	-	100	-	-	-	-	100	
株式	-	-	-	-	-	50	50	
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	100	-	-	-	50	150	

⑨ 業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2018 年度末			2019 年度末			2020 年度末		
		株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %
金融保険業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業		1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0
合計		1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫ 使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
		土地	-	707
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	707	709
建物		12	383	438
	営業用	12	-	64
	賃貸用	-	383	374
建設仮勘定		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計		12	1,091	1,148
	営業用	12	-	-
	賃貸用	-	1,091	1,148
その他の有形固定資産		9	6	13
有形固定資産合計		21	1,097	1,161

(5) 特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

2019 年度

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-
傷害		827	1,180	-	-	2,008
自動車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		827	1,180	-	-	2,008

2020 年度

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-
傷害		22	881	-	-	904
自動車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		22	881	-	-	904

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に 係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に 係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2020 年度	392	385	29	△ 22
2019 年度	521	511	32	△ 22
2018 年度	681	571	85	24

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

①傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2016年度			2017年度			2018年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	1,586			1,599			1,499		
	1年後	1,551	0.978	△35	1,586	0.992	△13	1,559	1.040	59
	2年後	1,542	0.994	△8	1,553	0.979	△32	1,552	0.996	△6
	3年後	1,538	0.997	△4	1,552	0.999	△1			
	4年後	1,538	1.000	-						
最終損害見積り額		1,538			1,552			1,552		
累計保険金		1,538			1,551			1,550		
支払備金		-			0			1		

事故発生年度		2019年度			2020年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	1,572			62		
	1年後	1,593	1.014	21			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		1,593			62		
累計保険金		1,574			27		
支払備金		19			35		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

②自動車

該当ありません。

③賠償責任

該当ありません。

IV 保険会社の運営

1. お客さま本位の業務運営に関する方針

お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進するため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定め方針および本方針に基づく取組状況を公表しています。

※本方針は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則（表1参照）」および消費者庁等で構成する消費者志向経営推進組織が呼びかける「消費者志向自主宣言」に対応したものとなります。

【企業理念】

当社は、リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心して豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指します。

ミッション (当社の使命)	人々をリスクから解放して幸せにする
ビジョン (当社の目指す方向性)	世界の人から選ばれる会社
バリュー (当社の大切にしている価値観)	<ul style="list-style-type: none">変化と挑戦 同じ志を共有する人材の集団を形成し、イノベーションに挑戦します。価値あるサービスの提供 常に最新情報を提供できる体制作りをし、適時・適切な情報を心掛けます。新たな価値の創造 常に世の中の変化に機敏に対応し、商品造成します。

【基本方針】

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進します。

1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供

- (1) お客さまの声を幅広く収集し、お客さまのニーズを踏まえて安全・安心に資する商品・サービスを開発、提供します。【原則2・6に対応】
- (2) デジタルを活用し、お客さまの利便性の高い商品・サービスを提供します。【原則6に対応】
- (3) お客さまの利益を害することがないよう利益相反管理基本方針を定め、そのおそれがある取引を適切に管理するとともに、保険募集、保険金支払い等に関する法令等の遵守を確保し、誠実・公正に業務を行います。【原則3に対応】

2. お客さまへの分かりやすい情報の提供

- (1) お客さまに分かりやすく情報を表示し、提供します。高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまなど多様なお客さまに配慮します。【原則4・5・6に対応】
- (2) お客さまから寄せられた声や本方針の取組状況など、透明性をもって公式サイトで情報を公表します。【原則1に対応】

3. お客さま本位の業務運営の定着の推進

- (1) 定期的な社員教育を実施し、社員一人ひとりに企業理念を浸透させ、高い専門性と職業倫理の向上を図

ります。【原則 2・6・7 に対応】

(2) お客さまに適切な保険募集が行えるよう代理店の教育・指導を実施します。【原則 2・6・7 に対応】

(3) 友人・知人等への推奨度合いを示す「NPS」※を指標とし、本方針の定着度合いを評価し、PDCA サイクルによりお客さま本位の業務運営の定着、向上を図ります。【原則 1・2 に対応】

※ NPS®とは、当社商品を友人や知人にお薦めする可能性を 10（お薦めする）～0 点（お薦めしない）で質問し、10～9 点を回答したお客様を推奨者、8～7 点を中立者、6～0 点を批判者として 3 つのセグメントに分類し、「推奨者の割合－批判者の割合」で算出した推奨度です。

注: NPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

<表 1：金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との関係>

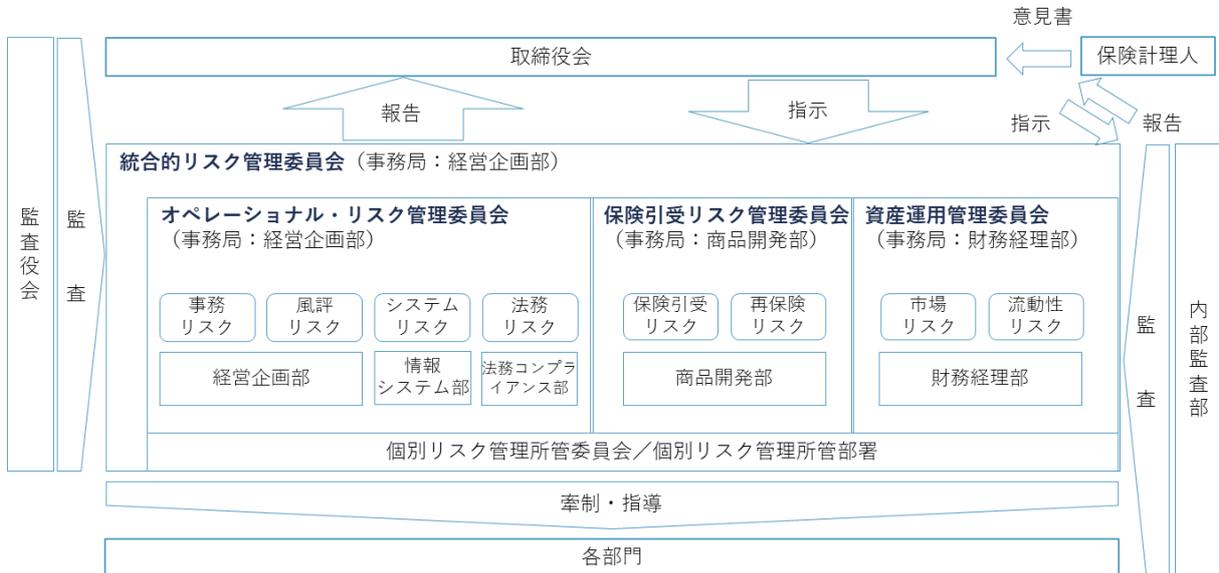
原則	対応する方針
<p>【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】</p> <p>原則 1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(2)</p> <p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(3)</p>
<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>原則 2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	<p>1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供(1)</p> <p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)・(3)</p>
<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>原則 3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	<p>1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供(3)</p>
<p>【手数料等の明確化】</p> <p>原則 4. 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1)</p>
<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>原則 5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1)</p>
<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】</p> <p>原則 6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	<p>2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1)</p> <p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)</p>
<p>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</p> <p>原則 7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	<p>3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)</p>

※投資性商品やパッケージ商品等を対象とした原則 5（注 1）・（注 2）、原則 6（注 1）・（注 2）・（注 4）は、当社は該当する取扱商品や取引形態がないことから方針の対象としておりません。

2. リスク管理体制

当社は、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性を踏まえ管理を行うほか、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、統合的リスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制を整えています。

これらのリスク管理体制は、各リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



（1）オペレーショナル・リスク管理

① 事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

② システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

（2）保険引受リスク管理

① 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより、保険引受リスクを管理しています。

② 再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

また、当社は、原則として受再（再保険を引き受けること）を行わないこととしています。

（3）資産運用リスク管理

① 市場リスク

市場リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行わず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用規程に基づき資産運用の手段を当面預貯金等に限定することで、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。したがって、現状では当社の市場リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

市場リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

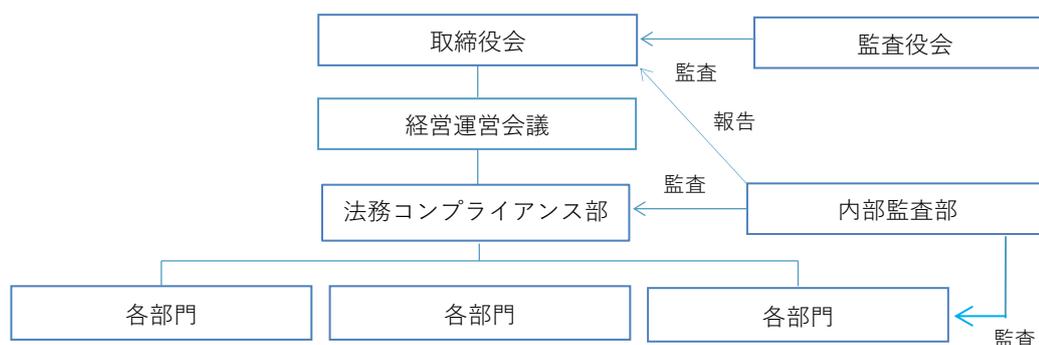
3. 法令等遵守の体制

当社は、損害保険会社の公共性を踏まえ、法令や業務上の諸規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることがお客さまからの信頼を確立するために重要であると認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本的かつ最重要の課題と位置づけ、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を定めています。

法令等遵守（コンプライアンス）体制を実現するための具体的な取組みにあたっては、コンプライアンスに関する統括部門として法務コンプライアンス部を設置し、法務コンプライアンス部がコンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等の役割を担っています。各部門におけるコンプライアンス施策は、それぞれの部門長が責任者となって、部門のコンプライアンス施策を立案、推進する体制を敷き、必要に応じて、法務コンプライアンス部が支援することにより全社的なコンプライアンス体制を構築しています。

取締役会は、コンプライアンス推進の実行プランである「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定させ、各部門は、この「コンプライアンス・プログラム」に従いコンプライアンス態勢の構築を進めています。また、経営運営会議^(*)をコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する役割を負う機関として位置づけ、各種コンプライアンス課題の協議および施策等の推進を行っています。

^(*) 2021年4月に委員会体制を再編し、従来、コンプライアンス委員会が担っていたコンプライアンス態勢構築の役割を経営運営会議に統合しました。



法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 当社は、法令等遵守態勢の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
2. 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に込えてまいります。
3. 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
4. 顧客の保護の視点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行ってまいります。
5. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

4. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

5. 社外・社内の監査・検査体制

（1）社外の監査・検査

当社は、会計監査人に EY 新日本有限責任監査法人を選任しており、同法人は当社に会計監査を実施しています。また、保険業法に基づいて、金融庁および財務省財務局が実施する検査を受けることになっております。

（2）社内の監査

当社は、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査の適正性について監査にあたっています。また、これら法定の監査体制に加え、社長直轄の組織である内部監査部門を設け、当社の経営諸活動に関する内部管理態勢等の適切性、有効性について検証しています。

6. コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。2021年7月1日現在のコーポレートガバナンスの体制は次のとおりです。

① 取締役会・監査役会

取締役会は、取締役5名（任期1年）で構成しています。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成しています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 経営運営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営運営会議や各委員会を設けています。

経営運営会議は取締役、執行役員、常勤監査役およびオブザーバーで構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く）について審議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当執行役員のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。さらに統合的リスク管理委員会にはそれぞれ個別のリスク管理委員会を設置し、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

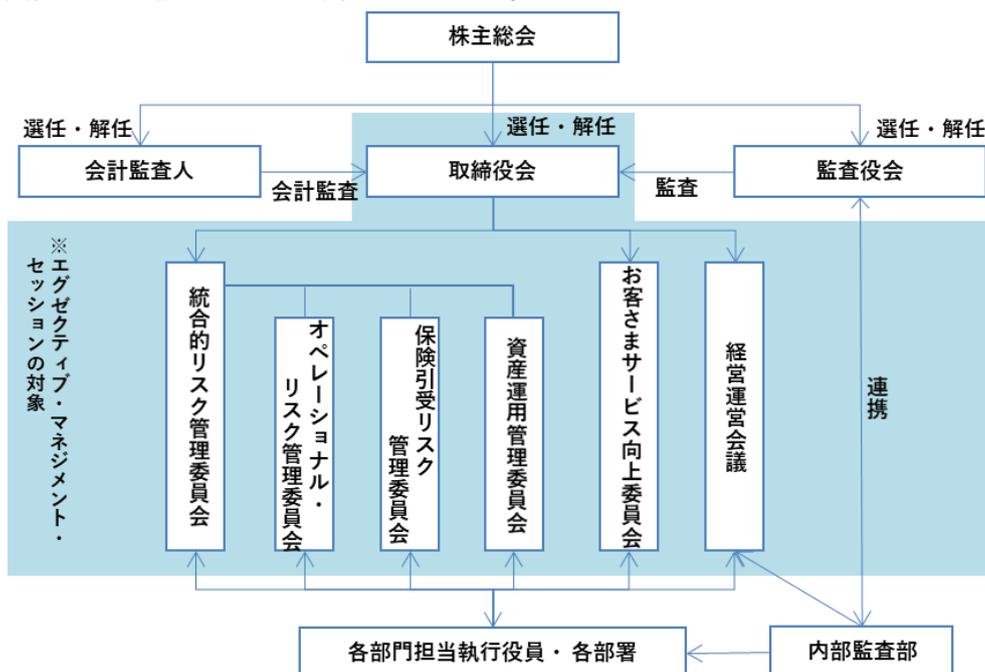
各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部門の長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。

③ エグゼクティブ・マネジメント・セッション

エグゼクティブ・マネジメント・セッションは、経営環境に対する迅速な対処とインキュベーター準備の役割を可能とし、権限のある業務執行取締役の意思決定の透明性と合理性をも確保するために、取締役社長を主宰者とし常勤取締役を構成員として、開催しています。

ここでは、イ、業務執行取締役の業務執行状況に関する定期的かつ迅速な情報収集および意見交換、ロ、経営課題および経営施策に関する迅速な情報収集および意見交換、ハ、職務権限内の業務執行決定に資する情報収集および意見交換が行われております。

なお、このセッション自体は決定権を持っておらず、案件の内容に応じて、ニ、主宰者または構成員が自らの権限の行使として決定する、ホ、社内規程に従い、主宰者または構成員が、取締役会、経営運営会議または各種委員会に付議するよう指示するという取扱いになります。



7. 内部統制システムの構築に関する基本方針

内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議します。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令等遵守基本方針」および「倫理行動規範」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組みます。
- (2) コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確にします。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行します。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性を検証し、その結果を取締役会へ報告します。
- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行います。
- (6) 「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理します。
- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備します。
- (8) 違法行為等の早期発見および未然防止を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設けます。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- (1) 当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼすおそれのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを統一的に管理するため「統一的リスク管理方針」および「統一的リスク管理規程」等の整備を行います。
- (2) リスク管理体制を確保するために統一的リスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保します。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
- (3) 執行役員等で構成する経営運営会議を設置し、各部門の重要な執行案件等について、協議を行いまたは報告を受けます。
- (4) 取締役会を原則月1回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行いまたは報告を受けます。

5. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告します。
- (2) 子会社の役員および使用人が、当社の経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備します。
- (3) 当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けることがないように、必要な体制を整備します。
- (4) 取締役、執行役員および使用人は、内部通報制度を利用して受理した事項ならびに法令および定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。
- (2) 当社は、当該使用人の人事考課、および懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行います。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営運営会議、各リスク管理委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員および使用人との意見交換の場を確保します。
- (2) 監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。
- (3) 当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議および意見交換を行い緊密な連携を図ります。
- (4) 当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとします。

9. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「子会社管理規程」を策定し、子会社担当執行役員、担当部署を設置し、子会社からの子会社の業務執行および事業状況を報告させる体制を整備します。
- (2) 当社内部監査部門は、子会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には助言・勧告を行います。
- (3) 当社は、「グループ内取引に係る基本方針」および「グループ内取引管理規程」を策定し、当社および子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行います。

8. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、常にお客さまからご信頼いただける保険会社を目指し、お客さまの個人情報の取扱いに関する方針を「個人情報保護宣言」として定め、お客さまからお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客さまのプライバシーの保護に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人

情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*この宣言における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

(1) 個人情報の取得

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、懸賞募集、アンケート等により個人情報を取得します。
2. 各種お問い合わせ、相談、事故報告等お電話でご連絡いただいた場合、正確に内容を記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。
3. 第三者からの提供（個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合ならびに個人情報の取扱いの委託、事業の承継および共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（個人情報保護法施行令第 2 条第 2 号に規定する者から取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法令等遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検またはこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記(5)、(6)、(7)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

1. 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については本邦および外国で行う損害調査業務を含みます。）を行うため。なお、当社が取り扱う商品・サービスは、損害保険、生命保険、第三分野保険、および、これらに付帯・関連するサービスです。
2. 当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。なお、当社のグループ会社の商品・サービスは生命保険、第三分野保険、およびこれに付帯・関連するサービスです。
3. 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
4. 各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため
5. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため（外国の再保険会社との取引を含みます。）
6. 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため
7. 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため
8. お問い合わせ・依頼等への対応のため
9. 当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため
10. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げ

る場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(3) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

1. 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（外国にある委託先を含みません。）
 - ・再保険手続きを行う場合（外国にある再保険会社との取引を含みます。）
 - ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(5)グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
 - ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記の(6)情報交換制度等をご覧ください。）
2. 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

(4) 個人データの取扱いの委託

1. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
2. 当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています（(エ)については、下記(9)の個人番号および特定個人情報を含みます）。
 - (ア) 保険契約の募集に関わる業務
 - (イ) 損害調査に関わる業務（外国における業務を含みます。）
 - (ウ) 情報システムの保守・運用に関わる業務
 - (エ) 個人番号関係事務に関わる業務
3. 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容および再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告または承認手続を求め、直接または委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が個人情報保護法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認します。

(5) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

1. 個人データの項目
住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容
2. 管理責任者
当社
3. 共同利用を行うグループ会社・提携先企業
ありません（2021年3月31日現在）

(6) 情報交換制度等

1. 損保業界の情報交換制度について
当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

- ・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
電話 03-3255-1470
（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。）
ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口
所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29階
電話 03-6758-1300
（受付時間：午前9時～午前12時、午後1時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。）
ホームページアドレス <https://www.giroj.or.jp/>

2. 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用していません。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

(7) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

1. 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
2. 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
3. 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
4. 法令等に基づく場合
5. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
6. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
7. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
8. センシティブ情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、本人確認に用いる場合

(9) 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記(5),(6)の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、(4),(11),(12),(13)をご覧ください。

(10) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記(15)のお問い合わせ窓口まで、また、事故に関するご照会については、「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先、または下記(15)のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(11) 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(15)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(12) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記(15)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を入力していただく部分およびお送りする部分ではすべてSSL(Secure Sockets Layer)の高度なデータ暗号化システムを採用しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

当社のホームページでは、クッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(13) 匿名加工情報の取扱い

1. 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

2. 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(14) EEA (欧州経済領域) 在住者の個人情報・個人データの取扱い

EEA (欧州経済領域 (注)) における在住者 (日本国内からの旅行者を含みます。) の個人情報・個人データについて、当社が業務遂行上必要な範囲内で取得し、当社、第三者提供先、委託先または共同利用先へ移転し、日本国または EEA 外の諸国のサーバーに保存される場合がありますが、何れにあっても十分な安全管理の下で適切に管理します。

(注) 欧州経済領域 (EEA)

欧州経済領域 (EEA) は、欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国が欧州連合 (EU) に加盟することなく、EU の単一市場に参加することができるよう設置された枠組みです。原則的に EU の法規制を受けます。参加国は EU 加盟国およびスイスを除く EFTA 加盟国の合計 30 ヶ国です。

(15) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からの Eメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話 0570-550836

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 (年末年始 12/30-1/3 を除く)

ホームページアドレス <https://www.hs-sonpo.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階

電話 03-3255-1470

(受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土日祝祭日および年末年始を除く。)

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

9. 反社会的勢力の排除のための基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役員職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携をはかります。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

10. 利益相反管理の基本方針

利益相反管理基本方針

エイチ・エス損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社又は当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

1. 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

2. 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他の方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・ 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそ

れのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的に監査を実施します。

4. 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ・ 当社の親金融機関等
- ・ 当社の子金融機関等

(注) 保険業法第 100 条の 2 の 2 をご参照ください。

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2019年度	2020年度	科目	2019年度	2020年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	3,154	1,428	保険契約準備金	2,321	962
有価証券	150	150	支払備金	313	58
社債	100	100	責任準備金	2,008	904
株式	50	50	その他負債	482	87
有形固定資産	1,097	1,161	代理店借	54	27
土地	707	709	再保険借	45	0
建物	383	438	未払法人税等	208	2
その他の有形固定資産	6	13	預り金	7	13
無形固定資産	104	90	未払金	67	21
ソフトウェア	104	89	前受収益	0	0
その他の無形固定資産	0	0	仮受金	98	20
その他資産	252	291	賞与引当金	39	6
再保険貸	53	26	価格変動準備金	1	1
未収金	77	15	負債の部合計	2,845	1,057
未収収益	0	0	(純資産の部)		
預託金	51	68	資本金	1,612	1,612
金融派生商品	0	-	利益剰余金	831	931
仮払金	41	9	利益準備金	19	23
未収還付法人税等	-	139	繰越利益剰余金	812	907
前払費用	27	30	株主資本合計	2,443	2,543
繰延税金資産	528	479	純資産の部合計	2,443	2,543
資産の部合計	5,288	3,601	負債及び純資産の部合計	5,288	3,601

〔貸借対照表の注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりとしています。
 - ① 満期保有目的の債券・・・移動平均法による償却原価法（定額法）
 - ② 子会社株式・・・移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
 - ① 建物および建物付属設備・・・定額法
 - ② 上記以外の有形固定資産・・・定率法なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っています。
4. 無形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
 - ① ソフトウェア・・・利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
5. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
6. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所轄する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。
7. 賞与引当金は役員及び従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
9. 保険契約に関する会計処理
保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
11. 会計上の見積りに関する事項
 - ① 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 479 百万円
 - (2) その他の情報
 - a. 算出方法
繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断については、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。
 - b. 主要な仮定及び翌会計年度の計算書類に与える影響等
これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本国内から海外への渡航禁止や海外旅行の自粛などにより、当社の海外旅行保険の販売に大きく影響がでております。このような状況は、2021年度中は継続し、その後徐々に回復するものとして繰延税金資産の計上金額の見積りを行っておりますが、今後の当社の業績回復が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
12. 表示方法の変更
「会計上の見積りに関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、11. 会計上の見積りに関する注記 を開示しております。
13. 金融商品の状況に関する事項は、次のとおりです。
 - ① 資産運用方針

安全性の確保および流動性を保ちつつ、許容されるリスク量の範囲内でリスクをとった運用を行うことにより運用収益を最大限確保し、中長期的に純資産価値の拡大を図り、これを蓄積することによって担保力を充実することを基本方針としております。

② 運用資産の内容及びそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、有価証券、により資産運用を行っております。有価証券は満期保有を目的として社債に投資しております。

有価証券は主なリスクとして、市場リスクおよび信用リスクにさらされております。また、再保険貸および未収金については信用リスクにさらされております。

③ リスク管理体制

資産運用リスク管理規程に従い、市場リスクについては、ポートフォリオの状況その他一定の事項を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する有価証券の信用格付を確認し定期的に把握することにより管理しております。また、預貯金、再保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定により格付確認等を行い、リスクを確認しております。

14. 主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,428	1,428	-
有価証券	100	100	0
満期保有目的の債券	100	100	0
再保険貸	26	26	-
未収金	15	15	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(ア) 現金及び預貯金、再保険貸及び未収金は、主に短期間で決済される予定であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(イ) 満期保有目的の債券は、3月末日の市場価格等によっております。

(ウ) 子会社株式は、非上場株式(貸借対照表計上額 50 百万円)で市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	-

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	1,428	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	-	100	-	-	-	-
再保険貸	26	-	-	-	-	-
未収金	15	-	-	-	-	-
合計	1,470	100	-	-	-	-

15. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

東京都港区において賃貸不動産(土地及び建物)を所有しております。

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
土地	709	709	-
建物	374	374	-

16. 有形固定資産の減価償却累計額は、42 百万円です。
17. 関係会社に対する金銭債権の総額は 21 百万円、金銭債務の総額は 2 百万円です。
18. 繰延税金資産及び負債の発生 of 主な原因別の内訳は、次のとおりです。
繰延税金資産の合計は 483 百万円から繰延税金負債 3 百万円を控除した繰延税金資産の純額は、479 百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当金額として控除すべき金額は 0 百万円です。
繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳は、責任準備金 246 百万円、繰越欠損金 232 百万円です。
19. 子会社等の株式は 50 百万円です。
20. 支払備金の内訳は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|--------|
| 支払備金（出再支払備金控除前） | 71 百万円 |
| 同上に係る出再支払備金 | 12 百万円 |
| 差 引 | 58 百万円 |
21. 責任準備金の内訳は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------|---------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 25 百万円 |
| 同上に係る出再責任準備金 | 2 百万円 |
| 差 引（イ） | 22 百万円 |
| その他の責任準備金（ロ） | 881 百万円 |
| 計（イ＋ロ） | 904 百万円 |
22. 1 株当たりの純資産額は 78,900 円 08 銭です。
23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2019 年度	2020 年度
経常収益	4,526	1,526
保険引受収益	4,509	1,386
正味収入保険料	4,457	26
積立保険料等運用益	-	-
支払備金戻入額	51	255
責任準備金戻入額	-	1,104
為替差益	0	0
資産運用収益	12	20
利息及び配当金収入	11	18
積立保険料等運用益振替	-	-
金融派生商品収益	1	0
為替差益	-	1
その他経常収益	3	120
経常費用	4,007	1,352
保険引受費用	3,130	588
正味支払保険金	1,324	328
損害調査費	322	239
諸手数料及び集金費	1,315	20
責任準備金繰入額	168	-
資産運用費用	4	-
為替差損	4	-
営業費及び一般管理費	872	763
その他経常費用	0	0
経常利益	518	173
特別利益	0	1
その他の特別利益	0	1
特別損失	25	1
固定資産処分損	7	1
減損損失	17	-
価格変動準備金繰入額	0	0
税引前当期純利益	493	173
法人税及び住民税	284	2
法人税等調整額	△ 153	48
法人税等合計	131	50
当期純利益	362	122

〔損益計算書の注記〕

- 関係会社との取引による収益総額は 14 百万円、費用総額は 39 百万円です。
- 正味収入保険料の内訳は、次のとおりです。

収入保険料	84 百万円
支払再保険料	57 百万円
差引	26 百万円
- 正味支払保険金の内訳は、次のとおりです。

支払保険金	412 百万円
回収再保険金	83 百万円
差引	328 百万円
- 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	23 百万円
出再保険手数料	3 百万円
差引	20 百万円
- 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	△325 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△70 百万円
差引	△255 百万円
- 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△861 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△56 百万円
差引	△804 百万円
その他の責任準備金繰入額	△299 百万円
責任準備金繰入額	△1,104 百万円
- 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりです。

預貯金利息	0 百万円
債券利息	0 百万円
貸付金利息	0 百万円
不動産収益	17 百万円
計	18 百万円
- 当期における法定実効税率は 28.00%です。
- 1 株あたりの当期純利益は 3,804 円 03 銭です。
- 関連当事者との取引は、次のとおりです。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社エ イチ・ア イ・エス	被所有 直接 100.0%	損害保険代 理店の委託	代理店手数料の 支払 (注 1)	20	未収金	21
			保険契約の 引受	元受保険料の受 取 (注 2)	14	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注 1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(注 2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

(注 3) 上記 (注 1) の代理店手数料の金額には消費税等が含まれております。

- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	
	2019年度	2020年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	493	173
減価償却費	44	50
減損損失	17	-
支払備金の増減額 (△は減少)	△ 51	△ 255
責任準備金の増減額 (△は減少)	168	△1,104
利息及び配当金収入	△ 11	0
為替差損益 (△は益)	3	△1
固定資産関係損益 (△は益)	7	-
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は増加)	490	89
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は減少)	△ 397	△ 236
小 計	765	△1,283
利息及び配当金の受取額	11	0
法人税等の支払額	△ 255	△ 321
営業活動によるキャッシュ・フロー	520	△1,604
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 100	△ 200
有価証券の売却・償還による収入	-	205
貸付による支出	-	△ 150
貸付金の回収による収入	-	150
資産運用活動計	△ 100	5
(営業活動及び資産運用活動計)	(420)	(△1,599)
有形固定資産の取得による支出	△ 1,101	△ 82
その他	△ 39	△ 22
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,240	△ 99
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 16	△22
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16	△ 22
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 3	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 739	△ 1,726
現金及び現金同等物の期首残高	3,893	3,154
現金及び現金同等物期末残高	3,154	1,428

〔キャッシュ・フローの注記〕

- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものではありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

2019 年度

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,612	16	469	485	2,097	2,097
当期変動額						
剰余金の配当		3	△ 19	△ 16	△ 16	△ 16
当期純利益			362	362	362	362
当期変動額合計		3	342	346	346	346
当期末残高	1,612	19	812	831	2,443	2,443

2020 年度

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,612	19	812	831	2,443	2,443
当期変動額						
剰余金の配当		4	△ 27	△ 22	△ 22	△ 22
当期純利益			122	122	122	122
当期変動額合計		4	95	100	100	100
当期末残高	1,612	23	907	931	2,543	2,543

〔株主資本等変動計算書の注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	-	-	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2019 年度	2020 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	3,941	3,779
資本金又は基金等	2,443	2,543
価格変動準備金	1	1
危険準備金	-	-
異常危険準備金	1,180	881
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	-	-
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	315	353
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	742	295
一般保険リスク (R ₁)	672	261
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	-	-
資産運用リスク (R ₄)	120	96
経営管理リスク (R ₅)	16	7
巨大災害リスク (R ₆)	43	9
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率		
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	1,061.2	2,557.8

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 単体リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
(一般保険引受リスク)
(第三分野保険の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)

- ③ 資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の見積りを超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の見積りを超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の見積りを超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く。)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	年度	2019 年度末			2020 年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
公社債		100	100	0	100	100	0
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
合計		100	100	0	100	100	0

③ 子会社株式および関連会社株式

子会社等の株式（貸借対照表計上額 50 百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④ その他有価証券

該当ありません。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a.通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	年度	2019 年度末				2020 年度末			
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建米ドル		14	-	14	0	-	-	-	-
	合計		14	-	14	0	-	-	-	-

b.その他 該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a.通貨関連 該当ありません。

b.株式関連 該当ありません。

c.その他 該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引 ((7) に掲げるものを除く。)

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引 (国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当ありません。

(8) 暗号資産

該当ありません。

6. その他

- ・ 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法によるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。
- ・ 「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については、該当事項はありません。

///● エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>